上藤沢ライオンズ規約

第1章　名称及び所在地

第1条　本チームは、上藤沢ライオンズと称する。

第2条　本チームの所在地は、第13条第3項に定める監督（以下監督という）の自宅に置く。

第2章　目的及び事業

第3条　本チームは、スポーツを通じて団結心と健全な心身の育成、体力向上を図ることを目的とする。

第4条　本チームは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1　各種野球大会及び講習会等（以下試合等という）への参加

2　野球についての指導育成

3　その他必要と認めた事業

第3章　部員

第5条　本チームの部員は、原則、入間市に在住する小学生とする。

第4章　保険

第6条　本チームの部員、及び第13条第1項から5項に定める者（以下指導者という）は、スポーツ安全保険の加入を義務とする。

第5章　会費及び練習等

第7条　本チームは、部員の会費を一人あたり毎月2000円とする。なお、退部、休部及びその他の理由による脱退についての会費は返済しないものとする。

第8条　本チームの練習日、時間は次の通りとする。

1　原則、毎週土・日曜日、祝祭日とする。

2　練習時間は別途通知するものとする。

第9条　部員は、健康上不都合を生じている場合、事前にその旨を指導者等に申告することとする。（試合等においても同様とする）

第6章　用具

第10条　本チームは、第2章に定める目的の達成および事業の運営を行うために必要な用具を用意し貸与する。

第7章　部員退部

第11条　本チームの規約を無視し、チームワークを乱す部員に対しては、指導者等及び保護者等において協議の上退部させることがある。

第8章　免責

第12条　万一、試合等中、練習中、移動中に傷害等の事故が発生した場合は最善の努力をし、応急処置をするが、法的責任は負わないものとする。

第9章　運営

第13条　本チームは、次の者をもって運営する。

1　代表（1名）

2　部長（1名）

3　監督（1名）

4　審判部長（1名）

5　コーチ（複数名）

6　役員（部員の保護者。任期1年）

（1）　総務（2名以上）

（2）　会計（2名）

（3）　理事（若干名）

（4）　会計監査（1名）

第14条　本チームの指導者の活性化と育成・向上を図るため、監督の任期は4年とし、再任を妨げない。

第15条　コーチは、任命された役割に責任を持つこととする。なお、任期は1年とし、再任を妨げない。

第10章　会議

第16条　本チームは、次に定める会議を行う。

1　総会

（1）　総会は、全部員の保護者および指導者の過半数の出席をもって成立し、議事内容は出席者の過半数をもって決議する。

（2）　総会は、次の議案を決議する。

ア　事業報告及び事業計画案

イ　決算報告

ウ　役員選出

エ　その他

2　監督・コーチ会議

（1）　監督・コーチ会議は、必要な都度開催することとし、第2章に定める目的及び事業等の具体的運営方法・実施方法について協議し、チームの発展に資することとする。

3　その他会議

第11章　その他

第17条　本規約に定めのない事象等が発生した場合は、第13条に定める者の協議において決定することとする

以上

平成31年　1月（改正）

上藤沢ライオンズ